

成年被後見人及び市長申立中の方の 支援ガイドライン

令和7年4月

春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター

春日井市

目 次

【共通項目】

本ガイドラインの取り扱いについて.....	2 ページ
成年後見制度について.....	3 ページ

【施設入所時の対応方法】

施設入所時について.....	6 ページ
支払いの手続きについて.....	7 ページ
緊急時の対応について.....	8 ページ
死亡時の対応について.....	10 ページ

【資料編】

救急隊（消防隊）情報提供シート.....	13 ページ
119 番通報時の任意記載事項.....	14 ページ
緊急時対応事前確認書.....	15 ページ

【ガイドラインの取り扱いについて】

1. ガイドラインを策定する背景

近年、少子高齢化が進む中で、当市においても*¹身寄りのない人が増えています。また、認知症などにより判断能力が不十分な人も増えています。当市は、そのような身寄りがなく判断能力が不十分な状態の方でも、本人の意思が尊重され、本人らしく暮らし続けられる環境を整えるよう、権利擁護支援における中核機関「春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター」を設置し、成年後見制度の利用が必要な方が必要なタイミングで利用できるよう、相談支援を行っています。一方、成年後見制度の利用申立ては3か月から6か月程度の一定の期間を要するため、その期間の支援体制や対応方法が明確になっておらず、適切な居場所や必要な医療・福祉サービスにつなげることが難しい場合があります。また、緊急時の対応も苦慮することもあります。

2. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、成年後見制度の利用申立中の方が、必要な医療・福祉サービスを受けることができるように、福祉・医療等の関係機関からご意見をいただき、作成いたしました。

本ガイドラインの活用が進むことで、当市の身寄りのない方が安心した生活が継続できるよう、ご協力いただければ幸いです。

また本ガイドラインには、緊急時の対応がスムーズに行えるよう、*²「救急隊（消防隊）情報提供シート」及び「緊急時対応事前確認書」の様式が含まれています。ご本人様の緊急時に備えてご活用ください。

*¹本ガイドラインでは、親族が全く存在しない方だけでなく、親族がいても疎遠な方を含む

*²別紙1～3を参照

【成年後見制度（法定後見制度）について】

■ 制度概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方に対し、法定代理人（成年後見人・保佐人・補助人※以下「成年後見人等」という）が就いて、ご本人の意思を尊重しながら財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）の支援をすることで、その方らしい暮らしを実現するための制度です。

■ 対象者

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約や手続きをすることに不安がある方

■ 判断能力の分類

障がいや認知症の程度に応じて3つの種類（類型）が用意されており、お手伝いができる範囲が変わります。

補助

判断能力が不十分な方

（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある方）

保佐

判断能力が著しく不十分な方

（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方）

後見

判断能力が欠いているのが通常の状態の方

（支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方）

■ 成年後見人等の報酬

基本報酬は月額 2 万円程度（参考：家庭裁判所「成年後見人等の報酬額のめやす」）

※ 管理財産が高額または管理事務が複雑・困難な場合や身上保護等に特別困難な事情がある場合は、報酬が付加される場合があります。

■ 成年後見人等ができること・できないこと

定期的な訪問や状況の確認	○
預貯金、有価証券、不動産等の管理	○
住居、福祉サービス、医療など生活に必要なサービスの契約	○
遺産分割協議	○
不利益な契約してしまった場合の取消	○
事実行為（食事等介助、買い物代行など）	×
医療同意	×
身分行為（婚姻、離婚、遺言、養子縁組など）	×
入院や施設入所の際の身元保証	×
本人の意思に反しての強制的な入所・入院など ※精神科病院における医療保護入院の同意は成年後見人・保佐人に限り対応可能	△

■ 後見人がつくまでの流れ



※ 初回訪問調査から後見等事務開始まで、親族申立ての場合は約3～4か月、市長申立ての場合は、戸籍調査や親族意向調査に時間を要するため、約4～6か月の時間を要します。

➡ 申立て期間中は各関係機関の
連携・協力が必須になります

【施設入所時について】

📄申立て期間中

本人契約（本人への説明は施設・ケアマネジャーや地域包括支援センター、権利擁護センターなど本人に関わる関係者と共に行ない本人が自身で契約書に署名できるよう支援する）

👤成年後見人等決定後

成年後見人による変更契約（緊急連絡先に追記するのみで、契約書を改めて取り直すことはしない施設が多い）

※後見人は身元保証人になることはできない。ただし、病院・施設が身元保証人に求める、以下の機能や役割（※身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインを参照）は、後見人が就くことで対応が可能。

項目	対応可否
急変時の入退院手続(緊急連絡先)	○
入院計画・ケアプランの同意	○
支払いの保証・担保	○(本人の資産の範囲内)
入院中に必要な物品の調達	○(CSセットの手続きなど有償サービスの手配)
通院同行介助や買い物等の事実行為	×
医療同意	×
遺体引取・居室明渡（死後事務）	△(後見類型の場合に一部可)

※事実行為は、成年後見人等の職務ではないが、通院や入退院時の同行、買い物等は有償サービス（自費ヘルパーの契約やアメニティの契約）を契約することで、課題解決を図ることは可能。

※医療同意は、本人の一身専属の権利であり、第三者に同意の権限はないものと考えられる。判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、本人の意思・意向を確認し、それを尊重した対応を行うことが原則。しかし意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行うことが必要。

【支払いの手続きについて】

申立て期間中

➤ 通帳や銀行印が判明している場合

口座振替による支払いができるように支援するなどし、支払い体制を整える。

※負債等が複数確認されている場合は、病院や施設の支払いを優先することで債権者不平等にならないよう（債権者平等の原則）、支払い体制を整えるのが難しい場合がある。

➤ 通帳や銀行印が発見できなかった場合

口座振替手続きをすることができないため、負債分を対応していただけるよう成年後見人就任後に引継ぎ。生活保護受給者の場合は、施設での現金管理が可能であれば、生活支援課より直接現金給付していただき、精算できるよう調整可能。

成年後見人決定後

後見人が銀行手続き等の代理人になるため、支払いおよび口座振替等の手続きを行う。また、お小遣い等が必要であれば月 1 回程度の訪問時に対応する。

【緊急時の対応について】

■申立て期間中

施設で体調不良になった場合は、迷わず緊急搬送する。緊急搬送の際に、救急車への同乗を求められた場合は、他利用者を残して同乗することは、施設管理の観点から好ましくないため、同乗はしないと伝える。

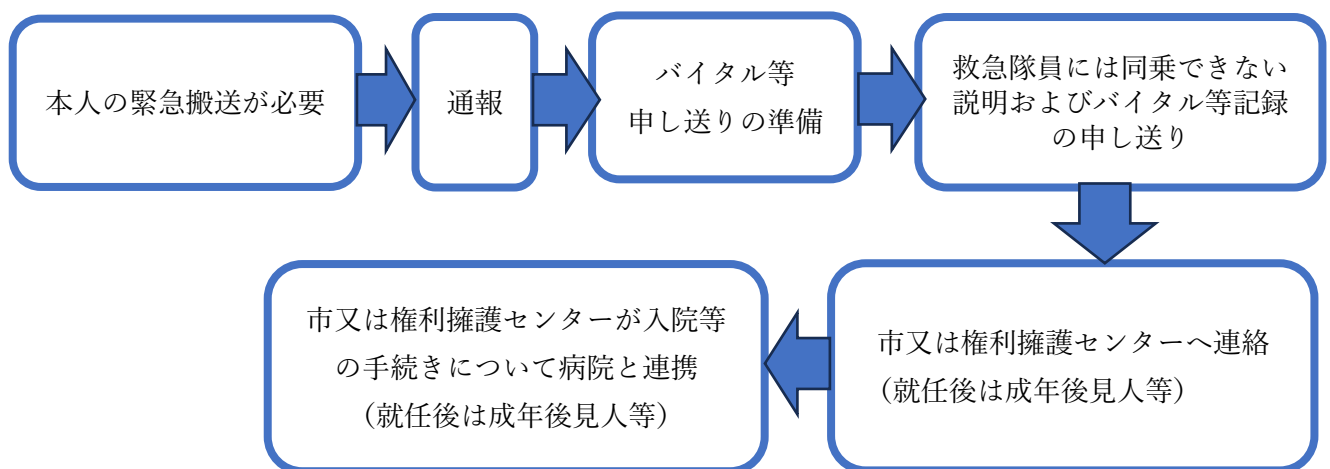
ただし、救急隊員や搬送先の病院が必要な医療行為をスムーズに行えるようにするため、バイタル等の情報を速やかに提供する。その後の入院の手続き等は、病院と市・権利擁護センターが話し合い、どのようにしていくか決める。

※ バイタル等の申し送りは、施設やケアマネジャー等で特に様式がない場合、別紙の「救急隊（消防隊）情報シート」及び「緊急時の対応事前確認書」を活用の上作成し、医療機関に提供する。

成年後見人決定後

市長申立て期間内と同様に緊急搬送する。他利用者を残して同乗することは、施設管理の観点から好ましくないため、同乗はしないと伝える。施設としては、救急隊員や搬送先の病院が必要な医療行為をスムーズに行えるようにするため、バイタル等の情報を速やかに提供するところまで行う。その後の入院の手続き等は、成年後見人等が行うため、緊急搬送後に成年後見人等に連絡する。

緊急時対応フローチャート



【死亡時の対応について】

申立て期間中

平日日中の場合、市 地域共生推進課（85-6364）又は権利擁護センター（82-9232）に連絡する。その後の基本的な対応としては、市又は権利擁護センターが遺体安置のため葬儀会社を調整する。

※生活保護受給者の場合は市 生活支援課（85-6192）に連絡

休日及び夜間の場合は、死亡診断後に施設又は病院が葬儀会社へ調整する（葬儀会社は、事前に市又は権利擁護センターと調整する）。

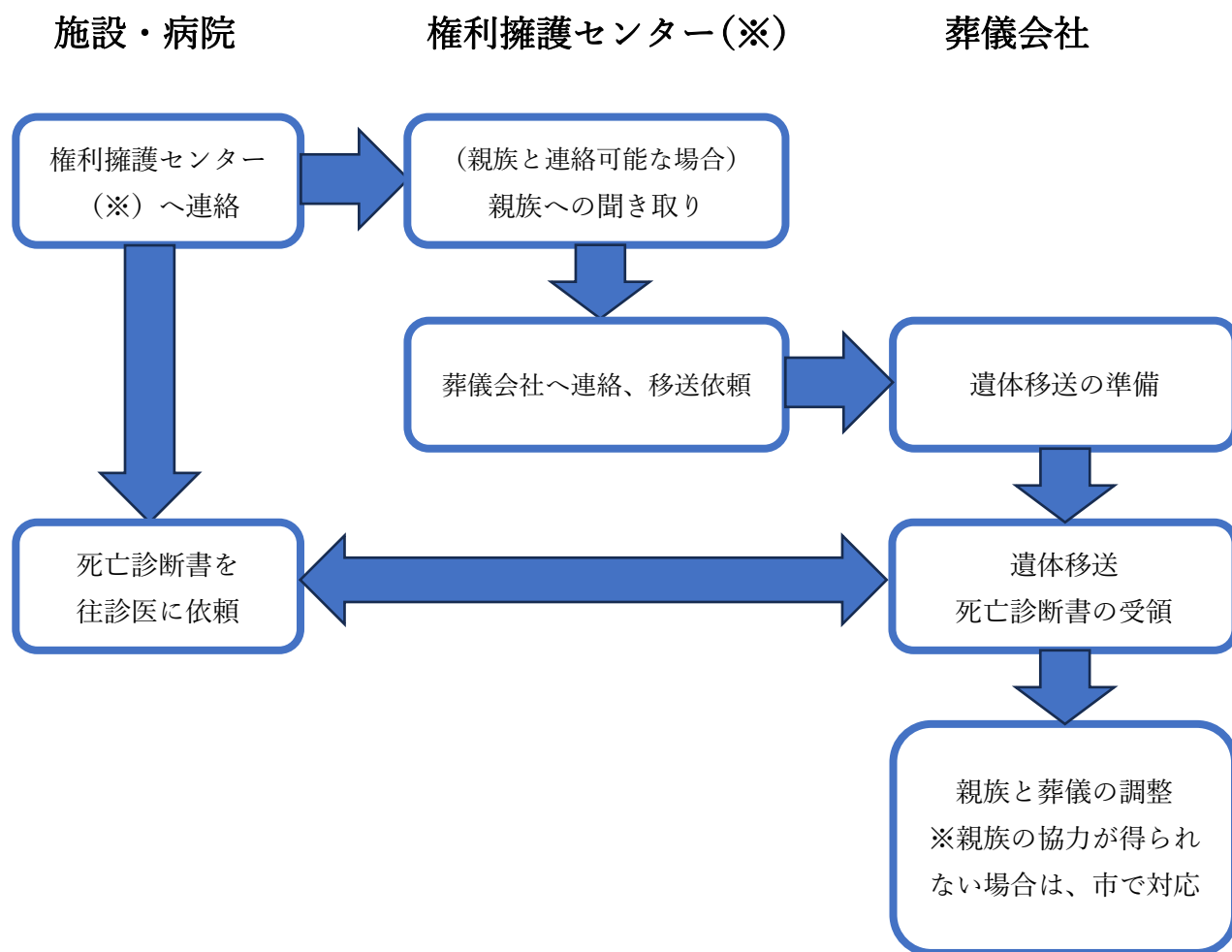
※ 身寄りがいない方の死亡時の対応は連携が必須。死期の兆候がみられた場合は、万が一の対応に備え、市又は権利擁護センターに打合せが必要。

成年後見人決定後

後見人に連絡する。（生前のうちから、万が一の対応に備え、あらかじめ打合せが必要）

🔄 緊急時対応フローチャート

➤ 平日日中（8：30～17：15）の場合



※ 権利擁護センターが対応できない場合、市 地域共生推進課（85-6364）に連絡してください。

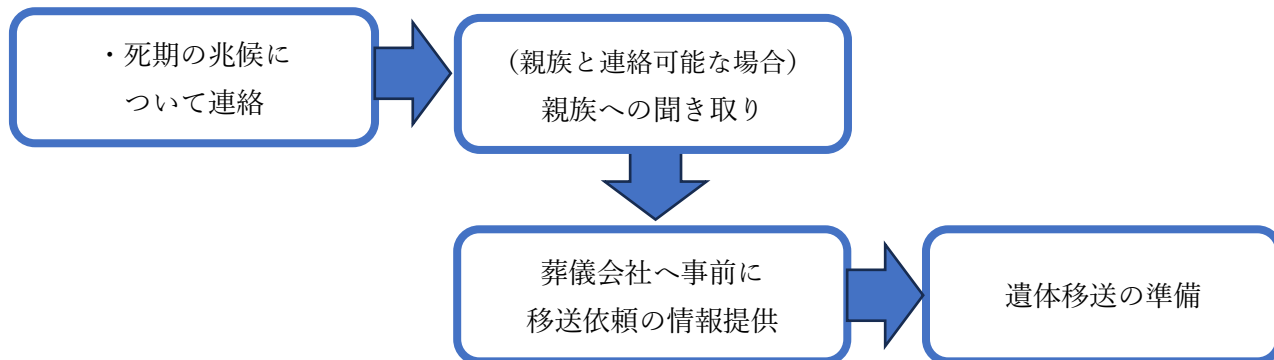
➤ 夜間・祝日の場合

施設・病院

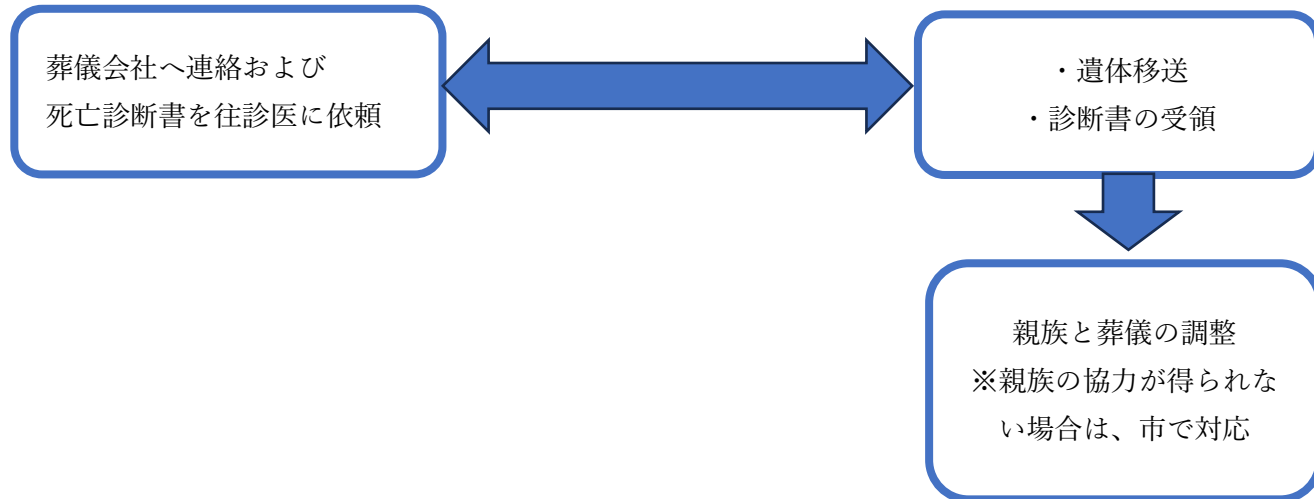
権利擁護センター(※)

葬儀会社

(平日日中)



(夜間・休日)



※ 急変して他界された場合、本人の入院・入所時に確認した、P15（緊急時対応
事前確認書）の通り、本人の意向もしくは本人関係者で協議した葬儀会社に連
絡してください。